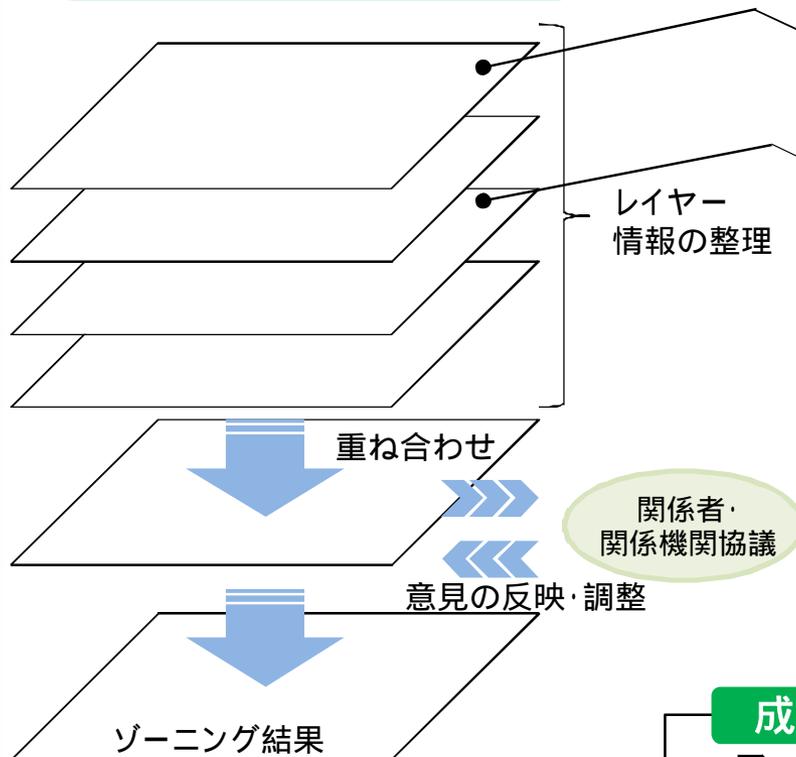


# 風力発電等におけるゾーニングとは

## 風力発電等に係るゾーニングとは？

今回の検討では、「環境保全と再エネ導入推進の観点から、それぞれの目的を達成するための区域(保全すべきエリア、推進エリア等)について、関係者間協議などを踏まえながら、総合的に評価する取組」とする。

## 作業のイメージ



## 扱う情報

注：陸上風力の場合

- 【事業性】
  - ・風況、地形情報(標高、傾斜等)
  - ・アクセス性(道路網、送電網) etc
- 【環境配慮事項】
  - ・環境保全、国土保全、農業振興等に関する法規制
  - ・鳥類の営巣地、渡り等の情報
  - ・景観(観光地からの見え方等)
  - ・住宅集合地からの距離 etc

## 関係者・関係機関との調整

- ・協議会、検討会等に関係者・関係機関が参画
- ・個別ヒアリング、パブコメ etc

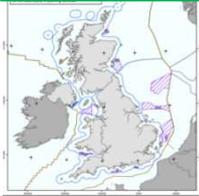
## 成果の活用法

- ・マップの公開、事業者説明会等による誘致促進 etc

# ゾーニングにおける論点

ゾーニングの検討プロセスには、以下の項目でそれぞれ多様性があると考えています。  
モデル事業を実施していく過程では、それぞれの論点について、ご検討頂きたいと考えています。  
提案書でもそれぞれの論点について、目指すところや方向性等をご提案ください。

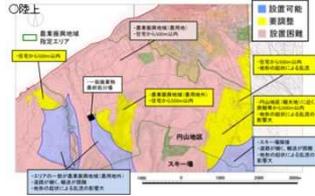
## 1)空間的な広さ



国全体



都道府県全体



市町村全体 等

注:今回想定をしているのは、をを除く または など(複数自治体による提案なども可)  
 提案書「1.事業の目的と概要」

## 2)目的と活用方策

【事業誘致へ】  
 事業者説明会  
 開催などで事業  
 誘致に活用

【公表】  
 WEB等で公表

【庁内活用】  
 地域の計画検  
 討へ庁内活用

提案書「1.事業の目的と概要」

## 4)ゾーニングの効力

【強】  
 条例等により環  
 境保全及び再エ  
 ネ立地を促進す  
 る場合

【中】  
 環境配慮指針等  
 保全すべきエリア・  
 推進エリアの遵守が  
 示される場合

【弱】  
 保全すべきエリ  
 ア・推進エリア  
 を示すのみの  
 場合

提案書「4.ゾーニング結果の活用について」

## 3)実施主体

都道府県  
 対象区域  
 :都道府県全域

都道府県  
 対象区域  
 :複数の市町村

市町村  
 対象区域  
 :市町村全域

注:モデル事業の応募主体と対象となりうる区域の想定を例として示しているもので、モデル事業として  
 上記 ~ の形態のみに縛りをかけるものではありません。

提案書 表紙「主たる業務を行う者」

## 5)関係者・関係機関との調整



協議会



説明会



個別ヒア



パブコメ



アンケート

注:モデル事業で想定される関係者・関係機関等との調整の手法の例を示す。

提案書「3-2.関係者・関係機関との調整」

## 6)検証プロセス

【導入設備容量達成のための見直し】

- 推進エリアにおける設備容量確保に向けた施策検討
- 選定基準の見直し

【関係者・関係機関との調整のための見直し】

- 地域の意見等を反映した見直し

【なし】

- 特に見直しのないフロー

提案書「3-1.ゾーニングの策定方法」

# ゾーニングの手順と内容(例)

## 1) ゾーニング手法の検討

1) ゾーニングで扱う情報、追加的な環境調査の内容、ゾーニング手法(重ね合わせの対象情報や重み付けの有無等)等について検討する。(全体の実施計画として)

## 2) 既存情報の収集・整理

2) 事業性に係る風況やアクセス性に係る情報の他、環境特性に係る既存情報を収集・整理する。(GIS化)

## 3) 追加的な環境調査等の実施\*

\*: 必要に応じ実施する

3) 1)の結果、ゾーニングに必要な情報が不足しており、現地調査を実施する必要がある場合には、適切な季節に環境調査を実施する。



鳥類調査の様子

## 4) 対象区域の導入設備容量の検討

4) 地球温暖化対策の地方公共団体実行計画等の上位計画に示されている再生可能エネルギーの導入目標量(kW)等を踏まえながら、対象区域における風力発電の導入設備容量を検討する。(導入する発電施設の規模、設置基数等)現時点で導入目標量がない場合、本モデル事業後の策定を期待します。

注: 必要に応じ

## 5) ゾーニング叩き台(マップ案)作成

5) GIS等を用いたゾーニングの試行、ゾーニング結果としてのマップ案の作成



ゾーニング案のイメージ

## 6) 有識者からの意見聴取

6) ゾーニング手法、ゾーニング案の結果や、関係者・関係機関の抽出、調整等について、有識者から意見聴取を行う。

## 7) 関係者・関係機関の抽出と調整

7) ゾーニングに際し、意見を聞くべき対象区域周辺の環境保護団体や、地方公共団体内の関連部局(許認可担当部局等)の抽出、調整方法の検討し、意見交換等を行う。

## 8) エリア毎の事業実施上の課題の明確化

8) ゾーニングの結果示された推進エリア毎に、個別事業を実施する際の課題、配慮事項等について整理する。

## 9) ゾーニング結果を用いた立地促進方策の検討

9) ゾーニング結果を用いた立地促進方策として、地域説明会や事業者説明会の開催など、具体的に検討する。また、ゾーニングの効力をどの程度持たせたものとするかを検討・提案する。

## 10) ゾーニング結果のまとめ

10) ゾーニングの検討経緯と、ゾーニング結果、結果を用いた立地促進方策等をまとめる。

これらの手順と内容は一例です。必ずしもこの通りでなくても結構です。